

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画道路三・三・一五一号宮島口栈橋線を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに広島県に意見書を提出することができる。

平成三十年五月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画道路三・三・一五一号宮島口栈橋線

二 都市計画を変更する土地の区域

廿日市市宮島口一丁目

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課、廿日市市都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年五月十四日から平成三十年五月二十八日まで